

枚方市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要領

(目的)

第1条 この要領は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第2項に規定する介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）第140条の63の2の規定に基づき、指定事業者による第1号事業（以下「指定第1号事業」という。）に要する費用の額の支給について必要な事項を定めるものとする。

(費用の額の算定)

第2条 指定第1号事業に要する費用の額は、別表に定める単位に次の表に定める1単位の単価を乗じて算定するものとする。

サービス種類	1単位の単価
予防訪問事業	10.70円
生活援助訪問事業	10円
予防通所事業	10.45円

2 前項の規定により指定第1号事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(第1号事業支給費に係る費用の支給限度額)

第3条 指定第1号事業に要する費用の支給は、法第53条に規定される指定介護予防サービス費と合算し、合計額が次に掲げる状態区分に応じて、それぞれ一月ごとに次に掲げる額を超えることができない。

(1) 枚方市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（平成29年要綱第15号。以下、「総合事業実施要綱」という。）第4条により第1号事業の対象者であることの確認を受けた者（以下、「第1号事業対象者」という。） 50,030円

(2) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第1号に掲げる区分である者（以下、「要支援1認定者」という。） 50,030円

(3) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる区分である者（以下、「要支援2認定者」という。） 104,730円

2 前項に規定する支給限度額を超えて、指定第1号事業を利用する場合は、介護保険法施行令第25条の規定に準じて、指定第1号事業に要する費用を算定することとする。

(補則)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

1 ・ 予 防 訪 問 事 業 費	<p>イ 介護予防訪問サービス費（Ⅰ）（1月につき） 1,168 単位</p> <p>ロ 介護予防訪問サービス費（Ⅱ）（1月につき） 2,335 単位</p> <p>ハ 介護予防訪問サービス費（Ⅲ）（1月につき） 3,704 単位</p> <p>注1 イからハについては、利用者に対して、指定予防訪問事業所（枚方市指定予防訪問事業者の指定並びに指定予防訪問の人員、設備及び運営並びに指定予防訪問事業におけるサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則（平成 29 年枚方市規則第 17 号。以下「予防訪問事業運営基準規則」という。）第 6 条第 1 項に規定する指定介護予防訪問事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、予防訪問事業（総合事業実施要綱第 3 条第 1 号イに規定する予防訪問事業をいう。以下同じ。）のサービスを提供した場合に、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。</p> <p>① 介護予防訪問サービス費（Ⅰ） 介護予防サービス計画等（予防訪問事業運営基準規則第 16 条に規定する介護予防サービス計画等をいう。以下この注において同じ。）において1週に1回程度のサービスが必要とされた要支援1認定者又は要支援2認定者</p> <p>② 介護予防訪問サービス費（Ⅱ） 介護予防サービス計画等において1週に2回程度の指定予防訪問事業のサービスが必要とされた要支援1認定者又は要支援2認定者</p> <p>③ 介護予防訪問サービス費（Ⅲ） 介護予防サービス計画等において1週に2回を超える程度の指定予防訪問事業のサービスが必要とされた要支援2認定者</p> <p>注2 法施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者（予防訪問事業運営基準規則第 6 条第 2 項に規定するサービス提供責任者をいう。以下 1. 予防訪問事業費において同じ。）を配置している指定予防訪問事業所において、サービスを行った場合は、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定する。なお、平成 30 年度は現に従事している者に限ることとし、また、本減算は平成 30 年度末までの取り扱いとする。</p> <p>注3 指定予防訪問事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定介護予防訪問事業所と同一建物に居住する利用者又は指定予防訪問事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物の利用者に対し、サービスを行った場合は、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定する。</p> <p>注4 利用者が介護予防短期入所生活介護（法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）介護予防短期入所療養介護（法第 8 条の 2 第 8 項に規定する介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）介護予防特定施設入居者生活介護（法第 8 条の 2 第 9 項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）介護予防小規模多機能型居宅介護（法第 8 条の 2 第 14 項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護（法第 8 条の 2 第 15 条に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）を受けている間は、予防訪問事業費を算定しない。</p> <p>注5 利用者が一の指定予防訪問事業所においてサービスを受けている間は、当該指定予防訪問事業所以外の指定予防訪問事業所がサービスを行った場合においても、</p>
---	--

1・予防訪問事業費

予防訪問事業費は、算定しない。

注6 利用者が2.の生活援助訪問事業費を算定している場合は、指定予防訪問介護事業所においてサービスを行った場合においても、予防訪問事業費は、算定しない。

注7 共生型予防訪問事業を行う指定居宅介護事業者（指定障害福祉サービス等基準第5条1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）が当該事業を行う事業所（以下この注において「共生型予防訪問事業を行う指定居宅介護事業所」という。）において、居宅介護従業者基準第1条第4号、第9号、第14号又は第19号から第21号までに規定する者が共生型予防訪問事業（指定居宅サービス基準第39条の2に規定する共生型訪問介護をいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定し、共生型予防訪問事業を行う指定居宅介護事業所において、居宅介護従業者基準第1条第5号、第10号又は第15号に規定する者が共生型予防訪問介護を行った場合は1月につき所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定し、共生型居宅サービスの事業を行う重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行うものが当該事業を行う事業所において共生型訪問介護を行った場合は1月につき所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定する。

ニ 初回加算 200 単位

注 指定予防訪問事業所において、新規に訪問型サービス個別計画（予防訪問事業運営基準規則第41条第1項に規定する訪問型サービス個別計画をいう。以下1. 予防訪問事業費において同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回のサービスを行った日の属する月にサービスを行った場合又は当該指定予防訪問事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定予防訪問事業のサービスを行った日の属する月にサービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- ホ (1) 生活機能向上連携加算 (I) (1月につき) 100 単位
(2) 生活機能向上連携加算 (II) (1月につき) 200 単位

注(1)について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所(枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年枚方市条例第49号。以下「指定介護予防サービス基準条例」という。以下同じ。)第81条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス基準条例第119条に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあたっては許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。)の医師、理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス個別計画を作成し、当該訪問型サービス個別計画に基づくサービスを行ったときは、初回の当該サービスが行われた日の属する月に所定単位数を加算する。

(2) について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準条例第 80 条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準条例第 118 条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス個別計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問型サービス個別計画に基づくサービスを行ったときは、初回の当該サービスが行われた日の属する月以降 3 月の間、1 月につき所定単位数を加算する。ただし（1）を算定している場合は算定しない。

へ 介護職員処遇改善加算

- ① 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 137 に相当する単位数
- ② 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 100 に相当する単位数
- ③ 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） イからホまでにより算定した単位数の 1000 分の 55 に相当する単位数
- ④ 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） ③により算定した単位数の 100 分の 90 に相当する単位数
- ⑤ 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） ③により算定した単位数の 100 分の 80 に相当する単位数

注 別に厚生労働大臣が定める基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号。以下同じ。）に準じて、当該基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定予防訪問事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、①から⑤のいずれかの単位数を所定単位数に加算する。ただし、①から⑤のいずれか一つの単位数しか所定単位数に加算することはできない。なお、④、⑤については給付において廃止される同時期において廃止する。

イ 生活援助訪問サービス費（Ⅰ）（1月につき） 740 単位

ロ 生活援助訪問サービス費（Ⅱ）（1月につき） 1,490 単位

注1 イとロについては、利用者に対して、指定生活援助訪問事業所（枚方市生活援助訪問事業者の指定並びに指定生活援助訪問事業の人員、設備及び運営並びに指定生活援助訪問事業におけるサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則（平成29年枚方市規則第18号。以下「生活援助訪問事業運営基準規則」という。）第6条第1項に規定する指定生活援助訪問事業所をいう。以下同じ。）の生活支援員（同項に規定する市長が指定する研修を修了した者をいう。以下同じ。）が、生活援助訪問事業（総合事業実施要綱第3条第1号ロに規定する生活援助訪問事業をいう。以下同じ。）のサービスを提供した場合に、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。

① 生活援助訪問サービス費（Ⅰ） 介護予防サービス計画等（生活援助訪問事業運営基準規則第13条に規定する介護予防サービス計画等をいう。以下2.生活援助訪問事業費において同じ。）において1週に1回程度のサービスが必要とされた第1号事業対象者、要支援1認定者又は要支援2認定者

② 生活援助訪問サービス費（Ⅱ） 介護予防サービス計画等において1週に2回程度のサービスが必要とされた第1号事業対象者、要支援1認定者又は要支援2認定者

注2 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、生活援助訪問事業費を算定しない。

注3 利用者が一の指定生活援助訪問事業所においてサービスを受けている間は、当該指定生活援助訪問事業所以外の指定生活援助訪問事業所がサービスを行った場合においても、生活援助訪問事業費は、算定しない。

注4 指定生活援助訪問事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定生活援助訪問事業所と同一建物に居住する利用者又は指定生活援助訪問事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

ハ 初回加算 200 単位

注 指定生活援助訪問事業所において、新規に訪問型サービス個別計画（生活援助訪問事業運営基準規則第36条第1項に規定する訪問型サービス個別計画をいう。以下この注において同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者（生活援助訪問事業運営基準規則第6条第2号に規定するサービス提供責任者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回のサービスを行った日の属する月にサービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

3・予防通所事業費

イ 介護予防通所サービス費（Ⅰ）（1月につき） 1,647 単位

ロ 介護予防通所サービス費（Ⅱ）（1月につき） 3,377 単位

注1 イとロについては、枚方市指定予防通所事業の指定並びに指定予防通所事業の人員、設備及び運営並びに指定予防通所事業におけるサービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則（平成29年枚方市規則第19号。以下「予防通所事業運営基準規則」という。）第6条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いているものとして市長に届け出た指定予防通所事業所（予防通所事業運営基準規則第6条第1項に規定する指定予防通所事業所をいう。以下同じ。）において、利用者に対して、予防通所事業（総合事業実施要綱第3条第2号イに規定する予防通所事業をいう。以下同じ。）のサービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ所定単位数を算定する。

① 介護予防通所サービス費（Ⅰ） 介護予防サービス計画等（予防通所事業運営基準規則第16条に規定する介護予防サービス計画等をいう。以下3. 予防通所事業費において同じ。）において1週に1回程度のサービスが必要とされた要支援1認定者又は要支援2認定者

② 介護予防通所サービス費（Ⅱ） 介護予防サービス計画等において1週に2回程度のサービスが必要とされた要支援2認定者

注2 イとロについて、指定予防通所事業所の利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が次の各号のいずれかに該当する場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定する。

① 指定予防通所事業の月平均の利用者の数（指定予防通所事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第48号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第101条第1項に規定する指定通所介護事業者、若しくは指定地域密着型通所介護事業者（枚方市指定地域密着型サービスに関する基準を定める条例（平成24年条例第46号。以下「指定地域密着型サービス等基準」という。）第61条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定予防通所事業及び指定通所介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定予防通所事業の利用者の数及び指定通所介護の利用者の数若しくは指定地域密着型通所介護の利用者の数の合計数）が予防通所事業運営基準規則第10条の規定に基づき市長に提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合

② 指定予防通所事業所の看護職員又は介護職員の員数が予防通所事業運営基準規則第6条に定める員数を置いていない場合

注3 受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者又は要支援者となった者をいう。）ごとに個別の担当者を定めているものとして市長に届け出た指定予防通所事業所において、若年性認知症利用者に対してサービスを行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき240単位を所定単位数に加算する。

注4 指定予防通所事業所と同一建物に居住する者又は指定予防通所事業所と同一建物から当該指定予防通所事業所に通う者に対し、サービスを行った場合は、次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病等により一時的に送迎が必要であると

認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りではない。

① イを算定している場合（1月につき） 376 単位

② ロを算定している場合（1月につき） 752 単位

注5 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、予防通所事業費を算定しない。

注6 利用者が一の指定予防通所事業所においてサービスを受けている間は、当該指定予防通所事業所以外の指定予防通所事業所がサービスを行った場合に、予防通所事業費は、算定しない。

注7 共生型予防通所事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）が当該事業を行う事業所において共生型予防通所事業を行った場合は、所定単位数の100分の93に相当する単位数を算定し、共生型予防通所事業を行う指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）又は指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）が当該事業を行う事業所において共生型予防通所事業を行った場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定し、共生型予防通所事業を行う指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。（以下この注において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この注において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）を提供する事業者を除く。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業を行う事業所において共生型予防通所事業を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、共生型予防通所事業を行う指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業を行う事業所において共生型予防通所事業を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

注8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定予防通所事業所において、注7を算定している場合は、生活相談員配置等加算として下記のとおり所定単位数に加算する。

① イを算定している場合（1月につき） 52 単位

② ロを算定している場合（1月につき） 104 単位

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

通所介護費、地域密着型通所介護費における生活相談員配置等加算の基準

① 生活相談員を1名以上配置していること。

② 地域に貢献する活動を行っていること。

ハ 生活機能向上グループ活動加算 100 単位

注1 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

- ① 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他指定予防通所事業所の予防通所事業従業者（予防通所事業運営基準規則第6条に規定する予防通所事業従業者をいう。以下同じ。）が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービス個別計画（予防通所事業運営基準規則第19条に規定する通所型サービス個別計画をいう。以下同じ。）を作成していること。
- ② 通所型サービス個別計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。
- ③ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

注2 機能訓練指導員については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師、きゅう師を対象に含むものとする。

ニ 運動器機能向上加算 225 単位

注1 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びトにおいて「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- ① 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。
- ② 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの運動器の機能向上を目的とした運動器機能向上計画を作成していること。
- ③ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。
- ④ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- ⑤ 3. イとロについて注2による算定を行っていないこと。

注2 3. ハの注2への注を準用する。

ホ 栄養改善加算 150 単位

注 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資するものと認められるもの（以下この注及びトにおいて「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- ① 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること
- ② 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- ③ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- ④ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- ⑤ 3. イとロについて注2による算定を行っていないこと。

ヘ 口腔機能向上加算 150 単位

注 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状況の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びトにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- ① 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。
- ② 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。
- ③ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
- ④ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- ⑤ 3. イとロについて注2による算定を行っていないこと。

ト 選択的サービス複数実施加算

- ① 選択的サービス複数実施加算（Ⅰ） 480 単位
- ② 選択的サービス複数実施加算（Ⅱ） 700 単位

注1 ①については、次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして、市長に届け出た指定予防通所事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、算定しない。また、②を算定している場合においては、算定しない。

(a) 3. ニの注、3. ホの注若しくは3. への注に掲げる基準に適合しているものとして市長に届け出て運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス（以下「選択的サービス」という。）のうち、2種類のサービスを実施していること。

(b) 利用者が指定予防通所事業のサービスの提供を受けた日において、当該利用者に対し、選択的サービスを行っていること。

(c) 利用者に対し、選択的サービスのうちいずれかを1月につき2回以上行っていること。

注2 ②については、次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして、市長に届け出た指定予防通所事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、算定しない。また①の加算を算定している場合においては、算定しない。

(a) 利用者に対し、選択的サービスのうち3種類のサービスを実施していること。

(b) 注1 (b) 及び (c) の基準に適合すること。

チ 事業所評価加算 120 単位

注 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た指定予防通所事業所において、評価対象期間（算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間（ニ、ホ又はへの注に掲げる基準に適合しているものとして市長に届け出た年においては、届出の日から同年12月までの期間）をいう。以下同じ。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。

① 3. イとロの注2による算定を行っていないものとして市長に届け出て選択的サービスを行っていること。

② 評価対象期間における指定予防通所事業所の利用実人員数が10名以上であること。

③ 評価対象期間における当該指定予防通所事業所の提供する選択的サービスの利用実人員数を当該指定予防通所事業所の利用実人員数で除して得た数が0.6以上であること。

④ (b) の規定により算定した数を (a) に規定する数で除して得た数が0.7以上であること。

(a) 評価対象期間において、当該指定予防通所事業所の提供する選択的サービスを3月間以上利用し、かつ、当該サービスを利用した後、法第33条第2項に基づく要支援更新認定、法第33条の2第1項に基づく要支援状態区分の変更の認定（以下「要支援更新認定等」という。）を受けた者の数

(b) 選択的サービスを利用した後、評価対象期間に行われるよう支援更新認定等において、当該要支援更新認定等の前の要支援状態区分と比較して、要支援状態区分に変更がなかった者（地域包括支援センターが介護予防サービス計画等に定める目標に照らし、当該指定予防通所事業者によるサービスの提供が終了したと認める者に限る。）の数に、要支援更

新認定等の前の要支援状態区分が要支援2の者であって、要支援更新認定等により要支援1と判定されたもの又は要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援1の者であって、要支援更新認定等により非該当と判定されたものの人数及び要支援更新認定等の前の要支援状態区分が要支援2の者であって、要支援更新認定等において非該当と判定されたものの人数の合計数に2を乗じて得た数を加えたもの。

リ サービス提供体制強化加算

① サービス提供体制強化加算（Ⅰイ）

（a） イを算定している場合（1月につき） 72単位

（b） ロを算定している場合（1月につき） 144単位

② サービス提供体制強化加算（Ⅰロ）

（a） イを算定している場合（1月につき） 48単位

（b） ロを算定している場合（1月につき） 96単位

③ サービス提供体制強化加算（Ⅱイ）

（a） イを算定している場合（1月につき） 24単位

（b） ロを算定している場合（1月につき） 48単位

注1 ①については、次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た指定予防通所事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合は、所定単位数を加算する。ただし、②又は③のいずれかを算定している場合においては、算定しない。

A) 指定予防通所事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。

(B) 3.イとロについて注2による算定を行っていないこと。

注2 ②については、次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た指定予防通所事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合は、所定単位数を算定する。ただし、①又は③のいずれかを算定している場合においては、算定しない。

(A) 指定予防通所事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。

(B) 3.イとロについて注2による算定を行っていないこと。注3 ③については、次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして市長に届け出た指定予防通所事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合は、所定単位数を加算する。ただし、①又は②のいずれかを算定している場合においては、算定しない。

(A) 指定予防通所事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の30以上であること。

(B) 3.イとロについて注2による算定を行っていないこと。

ヌ 生活機能向上連携加算（1月につき） 200単位

運動器機能向上加算を算定している場合（1月につき） 100単位

注1 市に届け出た指定予防通所事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に

加算する。ただし、運動機能向上加算を算定している場合は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

注2 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。(1) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が当該指定予防通所事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「機能訓練指導員等」という。)と共同してアセスメント(利用者の心身の状況を勘案し、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することをいう。)、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状態に応じた機能訓練を適切に提供していること。

(3) 機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況を三月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

ル 栄養スクリーニング加算(1回につき) 5単位

注 指定予防通所事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態の改善に必要な情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあつては低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員等に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は算定しない。

ヲ 介護職員処遇改善加算

- ① 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) イからチまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- ② 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イからチまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- ③ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イからチまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数
- ④ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ③により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- ⑤ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) ③により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

注 1.への注を準用する。